

議 事 日 程 (1)

令和2年9月3日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第12号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第5 議案第53号 芦屋町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

第6 議案第54号 地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例の制定について

第7 議案第55号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について

第8 議案第56号 指定管理者の指定について

第9 議案第57号 ポートピア勝山における訴訟事件の和解について

第10 議案第58号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第11 議案第59号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)

第12 議案第60号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)

第13 議案第61号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)

第14 認定第1号 令和元年度芦屋町一般会計決算の認定について

第15 認定第2号 令和元年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第16 認定第3号 令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第17 認定第4号 令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第18 認定第5号 令和元年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第19 認定第6号 令和元年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第20 認定第7号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第21 認定第8号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

第22 議案第62号 芦屋小学校プール改修工事 (建築その3) 請負契約の締結について

- 第23 議案第63号 芦屋町地域情報伝達システム整備工事請負契約の締結について
第24 議案第64号 柏原漁港機能保全工事（3号物揚場）請負契約の変更について
第25 承認第10号 専決処分事項の承認について
第26 報告第6号 令和元年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
第27 報告第7号 令和元年度芦屋町一般会計継続費精算報告について
第28 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 中西新吾 教育長 三柵賢二
モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 藤永詩乃美 総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 池上亮吉 芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳 財政課長 佐竹 功
都市整備課長 山下洋二 税務課長 村尾正一 環境住宅課長 井上康治
住民課長 溝上竜平 福祉課長 吉永博幸 健康・こども課長 濱村昭敏
産業観光課長 浮田光二 学校教育課長 新開晴浩 生涯学習課長 本石美香
競艇事業局次長 藤崎隆好 企画課長 中野功明 事業課長 木本拓也

【 傍聴者数 】 4名

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

会議に入ります前に、皆様に御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しては、依然として収束の兆しが見えてきておりません。このため、芦屋町議会では本定例会においても、引き続き各種の感染拡大防止策を実施していくことにしておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

.....
午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 3 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 9 月 3 日から 9 月 15 日までの 13 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番、信国議員と 6 番、本田議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

----- . ----- . -----
日程第 3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたが、今定例会については書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第12号から日程第28、発議第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

提案理由を御説明する前に、令和2年7月豪雨災害について述べさせていただきます。

熊本県球磨地方、福岡県大牟田市をはじめ全国各地で記録的な雨量を観測し、河川の氾濫、浸水、土砂災害などが発生し、多くの貴い命が犠牲となりました。お亡くなりになられた方に対して、深く哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い回復をお祈り申し上げます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まずは人事議案でございます。

同意第12号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります塩田謙治氏の任期が令和2年10月4日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。塩田氏は人格、見識も申し分なく、委員として適任でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に条例議案でございます。

議案第53号の芦屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の町に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、町長等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第54号の地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例の制定につきましては、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、役員等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第55号の芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、新たに過疎対策事業債を活用する事業として、農道橋整備事業、認定こども園改修事業などを計画に反映させる必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第56号の指定管理者の指定につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第57号のポートピア勝山における訴訟事件の和解につきましては、ポートピア勝山の借地に係る地権者との不当利得返還請求訴訟について、裁判所から和解の勧告があったので、これに応じるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第58号の令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積立て、残りを繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第59号の令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億1,000万円を増額計上しております。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したほか、芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業に充当する過疎対策事業債を計上するとともに、財政調整基金繰入金を減額計上しております。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として町独自の支援事業である、あしやっ子応援給付事業や家賃軽減支援事業を計上したほか、重要文化財芦屋霰地真形釜購入費や学校ICT事業、国民宿舎特別会計繰出金等を増額計上しております。なお、芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事設計業務委託につきましては、繰越明許の措置をしております。

議案第60号の令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入として指定管理者納入金を減額計上し、一般会計繰入金を増額計上しております。歳出として新型コロナウイルス感染症に伴う休業経費補填を増額計上したほか、一般会計繰出金を減額計上しております。

議案第61号の令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入として、電話投票の売上増に伴い発売金を増額計上しております。収益的支出では、売上金の増額に伴う関連経費として払戻金などの法定費、西プラザ屋内遊具整備委託料な

どを増額計上しております。

次に決算議案でございます。

認定第1号から第6号までは、各会計の令和元年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べさせていただいております。

認定第7号及び第8号は、公営企業会計の令和元年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第62号の芦屋小学校プール改修工事（建築その3）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋小学校プール改修工事（建築その3）について請負契約を締結するものでございます。

議案第63号の芦屋町地域情報伝達システム整備工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋町地域情報伝達システム整備工事について請負契約を締結するものでございます。

議案第64号の柏原漁港機能保全工事（3号物揚場）請負契約の変更につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。柏原漁港機能保全工事（3号物揚場）について護岸裏込め材などの工事内容を変更する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第10号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う一般会計補正予算（専決第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第6号の令和元年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率等を報告するものでございます。

報告第7号の令和元年度芦屋町一般会計継続費精算報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、芦屋中学校空調設備改修事業の継続費精算を報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第53号、芦屋町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について及び議案第54号、地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例の制定についてに関しては、改正後の地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく監査委員の意見をあらかじめお聞きし、別紙のとおり「妥当である。」との回答を得ていることを申し添えます。

次に1番、内海議員に発議第2号の趣旨説明を求めます。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、趣旨説明につきましては、議案書の36ページの意見書を読み上げて、趣旨説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方

税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。審査のほう、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第12号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第12号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第54号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第54号、地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例の制定について質問いたします。これは条例の制定とありますが、あつてはならないことだろうとは思いますが、想定されるもの、どういうことが考えられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

想定というのはですね、いろんなことがあるので、ちょっとお答えはできないんですけど、あくまでもこの免除っていうのはですね、基本的には、役員が任務を怠った場合に生じた損害というのは、法人に対して賠償する責任を負います。ただし、役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で規定すれば免除を受けられるという形になっておりますので、こういう規定に基づいて判断することになっていくと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

医療のミスというか、そういう過失等がなかった場合とか様々なことがあり得るでしょうが、その際、病気の入院患者なりですね、患者の方から言わせれば、例えば5,000万円や1億円の損害賠償を請求された場合に、裁判所なり何かでですね、ないしは和解でですね、金額が決まったとしますね。ところが、それ以上の額ということですから、例えば1億円の金額と決まった場合に、例えば6,000万円という免責免除であれば、その超えた金額については誰が補償するのか。いわゆる被害者というか、患者さんが泣き寝入りすることになるのか。その辺のことについてはどうなるのかなと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

まず、過失があったかなかったかというのが一番のポイントになりますので、そういうものがなくですね、過失があった場合は、その過失のあった方がお支払いになるというのは基本になると思いますが、そういったものが分からないような状況、医療ミスが完全にあったとかいうことで裁判になれば、その方が責任を負うことになると思うんですけど、そうじゃないようなケースというのが多々あるというところで、このような地方独立行政法人法の改正というのがありますので、今回設定させていただいておる次第でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第56号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

議案第56号の指定管理者の指定についてお尋ねいたします。今回、指定管理者が新たに指定されるようございますが、指定されるに至って応募状況はどうであったかということと、ここに記載されていますホテルエクセル岡山、この会社の特徴とか売りとか、何かあれば説明願います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

指定管理者の公募の手続きにつきましては企画政策課のほうで行っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず公募の状況ですけれども、4月から公募を開始いたしまして、応募があったのはこの株式会社ホテルエクセル岡山の1者だけとなっております。このホテルの売りとしましては幾つかあるんですが、主なものとしては2点ございまして、1点目が食の部分、レストラン経営も行っておりますので、食には強いといったことを聞いております。もう1点が、インターネットとかを活用した予約のシステムとか、そういったところについての強みを持っておる。また、この予約システムについては、販売店全国のところと連携が取れているといったところで、そういったところを活用していきたいというふうに聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今ですね、コロナの時代に入って、非常に、こういうときに新たに入ってくる、営業するということは非常に勇気が要ることではないかなと私は思っております。その中で、そういうことを考えたときに、今までの、過去のといいますか、前回の指定管理者を指定するときの応募要領とか条件とか、前回と今回、変わったところがあれば説明願います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

公募要件につきまして1番大きく変わった点といたしましては、納入金の関係になります。今回の公募条件の納入金としましてはゼロでもいいということで、全く、こちらのほうから基本の条件を提示しないで、提案してもらうといった形をとっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打切ります。

次に日程第9、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打切ります。

次に日程第10、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打切ります。

次に日程第11、議案第59号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 10番 小田 武人君

議案第59号の13ページ、歳出の2款1項7目、並びに8目についてお尋ねいたします。

まず7目の企画費の中で、地域経済循環創造事業というのはどういうものなのかということをお尋ねいたします。それから地方創生推進費の中で、13節、使用料及び賃借料の中で、地域おこし協力隊住宅借上料ということで108万5,000円計上されておりますが、これはどこを借りるのか。しかも、何か月分で何名分なのか。その辺りをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

まず1点目の地域経済循環創造事業補助金ですが、これはちょっと歳入のほうもございまして、歳入のほうで8ページになります。説明書きでいくと上から3つ目のところ。地域経済循環創造事業交付金1,666万6,000円ということで、内容的には、これは総務省の交付金が

基になっておるものということになります。芦屋町が2,500万、13ページのほうで今回予算措置させていただいておりますが、これは釜の関係で、鋳物師の八木さんが工房の建設とかを今回行うといったところで、町としてこの2,500万の補助金を支出する。で、そのうち財源としましては総務省のほうからの、国から3分の2、1,666万6,000円。それで、町としての手出しが残り3分の1、830万くらいですかね……の金額になるというものになっております。

それと、2点目の地域おこし協力隊の分ですけれども、今回、新たに公募をするということで予算を計上させていただいております。4月1日から2名ということで、今回上がっているこの住宅の分につきましては、場所は第2緑ヶ丘、以前の協力隊と同じ場所を想定しておるといったことになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

13ページ、今の地域おこし協力隊の件なんですけども、これは昨年、元年度に予算計上して、そして、それは未執行に終わって、今年の3月の最終補正で減額補正され、2年度については今のところ予定がないという御回答でございました。

それで、今回このような形で予算計上されております。ただ、今のお話では2名を4月1日からという話ですけども、これは委託料になってるわけですよ、項目は。だから、賃金でも報酬でもないのに4月1日というのは、今年じゃなくて来年の4月1日からの雇用なのか。あくまでも今回委託料ということだから、何かその事前の調査なり、そういうようなものが必要なのか。

それで、私も今年3月の定例会の折に質疑したんですけども、減額補正して、そして今回新たに上がってる、この上がった根拠、これをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

この地域おこし協力隊の今回の予算措置につきましてですが、まず、今回予算計上させていただいているものは、公募に係る予算ということで上げさせていただいております。仮に4月1日から採用ということになれば、その費用は来年度の予算に計上していくということを考えております。

それと、前回の質疑の中でも「考えておりません。」ということで答弁しておりましたが、皆様も御承知のとおり、このコロナの関係で離職率とか失業率が増加傾向にあるといったところで、

また、リモートとかいったところで、生活環境が大きく変わっているといったところで、この地域おこし協力隊を公募するチャンスではないかといったことで、改めて予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

すみません。度々申し訳ないんですが、そうすれば、来年の4月1日の雇用であれば、ここに書いてあります13節の使用料のところの住宅借上料、この予算はどのような形で活用される予定ですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

住宅借上料の説明が不足しておりました。住宅を借り上げる際に、一月前にお支払いが発生するといったところと、入居するための一時金というのが必要になってまいりますので、それは今年度中の予算として計上させていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、認定第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打切ります。
次に日程第15、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打切ります。
次に日程第16、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打切ります。
次に日程第17、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打切ります。
次に日程第18、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打切ります。
次に日程第19、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打切ります。
次に日程第20、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打切ります。
次に日程第21、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打切ります。
次に日程第22、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、議案第63号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第63号、芦屋町地域情報伝達システム整備工事請負契約の締結について質疑を行います。

契約金額が4億1,580万というふうになっていますが、本来的なら指名競争入札等で行われると思いますけど、それが、契約の方法としては随意契約になっています。この随意契約になった過程をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

それでは、地域情報伝達システム整備工事の契約方法が随意契約になった理由というか、いきさつを簡単に御説明いたします。この入札に当たりまして、いきなり随意契約をしたわけではございませんで、まずは一般競争入札に付しました。そして、広く申込者を公募いたしました。申請者が1者のみでありました。芦屋町の場合は、競争入札の際に1者のみ、工事の場合、1者のみの申込みであれば入札を中止いたしますということで、一般競争入札を一旦中止いたしました。次の方法として、指名競争入札に切替えました。数者に対して芦屋町が直接指名をし、入札に参加をしてもらおうということで指名したわけですが、1者を残して他の業者さんが辞退をされました。ということで、これまた1者しか残りませんでしたので、入札を中止しました。

ということで、2つの方法で競争入札をしようと思いましたが、実現できませんでした。よって、地方自治法施行令等で認められておる随意契約に至ったわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

指名競争入札の場合は数者があったということですが、数者が辞退した理由とか、そういったところは分かるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

具体的な数でいきますと、指名した業者は4者でございました。そのうち3者が辞退しております。辞退の理由としては、技術者の配置が困難なためという理由で2者、それと、施工体制が

取れないという理由で1者辞退があったということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打切ります。

次に日程第24、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打切ります。

次に日程第25、承認第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第10号についての質疑を打切ります。

次に日程第26、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打切ります。

次に日程第27、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打切ります。

次に日程第28、発議第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第2号についての質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第53号から日程第25、承認第10号及び日程第28、発議第2号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 43 分散会
